

(別紙)

東 司 発 第 6 5 3 号

平成30年3月13日

法務省 民事局民事第二課  
パブリックコメント担当 御中

東京司法書士会  
会長 野 中 政 志

**「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の  
記載内容等の見直しについて」(案件番号 300080163) に対する意見**

当会は、標記に対して次のとおり意見を申し述べる。

**第1 具体的方策(案)に対する意見**

**1 具体的方策(案)(1)について**

**【意見の趣旨】**

「長男」、「長女」、「養子」など、原則として戸籍に記載される続柄を記載することとすることに反対する。

被相続人の実子であるか養子であるかを確認する必要がある相続手続での利用を可能とするためであれば、単に養子についてのみ養子と書くなど、性別を記載しないでこれを達成する他の手段によるべきである。

**【意見の理由】**

法定相続情報証明制度(以下「本制度」という。)の利用範囲の拡大に当たっては、社会の多様な構成員の誰もが利用しやすい制度設計でなければならない。

例えば、性的少数者の中には、こころの性とからだの性が一致しない方々(トランスジェンダー)も存在するが、このような方々は書類の性別欄に記載した性別と外見の性別が異なるため、行政・民間の各種手続で支障を来していると指摘されている。

このような状況を受け、政府では「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」(15頁)ことを政策目標に掲げ、法務省人権擁護局においても、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」との啓発活動に取り組んでいる。

このような中、法定相続情報一覧図(以下「一覧図」という。)の続柄の記載を、

性中立的な「子」から「長男」、「長女」といった性別を含む記載に変更することは、性的少数者の方々の本制度の利用を躊躇させ、利用拡大への支障になるとともに、「社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」（ニッポン一億総活躍プラン）との政策目標に逆行するおそれがある。

さらに、一覧図に記載すべきは相続開始時における同順位の相続人であり（不動産登記規則第247条第1項第2号）、それは、「被相続人の子は、相続人となる」（民法第887条第1項）などの民法の定めにより特定され、性別で区別しなければ特定できないというものではない。

被相続人の実子であるか養子であるかを確認する必要がある相続手続で利用を可能とすることを目的とするのであれば、単に養子についてのみ養子と記載するなど、性別を記載しなくとも養子であることが分かる他の記載方法によっても十分に目的の達成は可能である。

## 2 具体的方策（案）（2）について

### 【意見の趣旨】

申出人の任意により、被相続人の最後の本籍を記載することができることに賛成する。

なお、記載事項について更に拡大し、申出人の任意により申出人の本籍についても記載することができることとすべきである。

### 【意見の理由】

申出人の任意により被相続人の最後の本籍を記載することについては賛成するが、本制度を更に前進させて利用範囲の拡大を図るためには申出人の本籍についても記載することができることとすべきである。

相続手続全般に戸籍等の一式が必要であるところ、本制度によって相続手続全般における社会的コストがどの程度削減されたかはいまだ不明ではあるが、一覧図の記載事項がその提出先における相続関係調査の要件を充足していないのであれば、要件を充足させる限度で記載事項を拡大し、一覧図を活用した簡素で統一的な相続手続を実現すべきである。

なお、本籍の記載はセンシティブで機微な個人情報であるものの、申出人の任意の申出についてまで制限する必要性はないものとする。

## 3 具体的方策（案）（3）について

### 【意見の趣旨】

一覧図の写しに相続人の住所が記載されている場合には、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成

した情報としても取り扱って差し支えないこととすることに賛成する。

**【意見の理由】**

一覧図の利用拡大につながるものであるから賛成する。

**第2 その他**

**一覧図の記載事項に追加すべき事項**

**【意見の趣旨】**

具体的方策（案）には挙げられていないものの、一覧図の記載事項のうち、申出人の任意により法定相続分について記載することができるものとすべきである。

**【意見の理由】**

相続登記が未了となっている理由は様々であるが、被相続人が遺言を残さず、更に相続人間で遺産分割の協議がまとまらずに放置されていることもその要因の一つと考えられる。一覧図に、潜在的ではあっても法定相続分の記載がされることにより、相続人間に対話が生じ、それが遺産分割協議の呼び水となり、その結果、相続登記の促進が図られる一要素となることが期待できるものとする。

なお、相続人間で誤解が生じないように、本証明書の末尾に注記文言を付記することも必要である。

以上